

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 8 年 7 月 2 2 日

奄美市農業委員会

第 7 回定例総会議事録

署名委員 大山美智子

署名委員 中棚昭三十

奄美市農業委員会第7回定例総会議事録

1. 招集日時 平成28年7月22日(金) 午後2時30分～

2. 招集場所 奄美市文化センター第1会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	榮清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員 なし

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 池 秀平

笠利分室長 有川 衛

住用分室主幹 原 俊三

6. 報告事項

- ・ 笠利地区農地パトロールについて
- ・ 奄美市における新規就農者、担い手農家、認定農業者基準について
- ・ 8月定例総会日程について

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第53号 非農地の認定について

- 議案第54号 名瀬地域農用地利用集積計画(所有権移転)の合意解約の決定について
- 議案第55号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第56号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第57号 名瀬地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定について
- 議案第58号 名瀬地域農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について

協議事項

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成28年第7回定例総会を開会いたします。

(欠席委員はなし)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、9番大山美智子委員と10番中棚昭三十委員の2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第50号から議案第58号までの9件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、No.31とNo.32については保留といたします。また、本案には会長の調査案件が含まれておりますので、議長を会長代理と交代して議事を進

<p>議 長</p>	<p>めたいと思います。</p> <p>(議長交代)</p> <p>(松崎会長代理)</p> <p>議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.28につきましては、売買による所有権の移転でございます。4ページにありますように受人はタンカン・バナナ等20アールを栽培しており、取得地には野菜を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.29につきましては、売買による所有権の移転でございます。13ページにありますように受人はタンカン等150アールを栽培しており、取得地にもマンゴー・タンカンを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.30につきましては、贈与による所有権の移転でございます。21ページにありますように受人はサトウキビ等436.1アールを栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.33につきましては、売買による所有権の移転でございます。47ページにありますように受人は新規で54ページには営農計画書も添付されており、取得地は野菜・パッションフルーツを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上4件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと思われま。</p>
<p>議 長</p>	<p>(松崎会長代理)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
<p>4 番</p>	<p>(榮委員)</p>

農地法第3条の規定による許可申請No.28の案件について調査報告をいたします。

7月19日午後5時半受人をご自宅に尋ね、本人並びに同居しております娘さんお二人からお話を伺いました。この案件も些か複雑な経緯を経ての申請となっております。11ページにありますように不在者財産管理人であることの証明申請が添付され、裁判所の審判を得た後農業委員会に3条申請がなされた案件であります。当該農地の所有者名義人が生存及び所在不明となっておりますため、もはや周囲の方々もその本人を知らないというケースであります。この様な潜在化したケースは全国に多々ありまして今後奄美市においても表面化していく問題ではないかと思われ、今回の申請はその走りではないかと個人的には思っております。

なお、譲渡人の形での申請者であります里村事務所を7月21日(木)午後1時に尋ね里村氏よりお話を伺いました。申請内容につきましては相違ない事を確認いたしました。また、この申請書には添付されておきませんが、家裁の下した審判の内容謄本も確認させて頂きました。

次に対象となる農地の現状は昔の石積みの段々畑の形状をなしておきましてバナナ・タンカン等が植栽された痕跡が残っております。

調査の結果、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

1番 (前山委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.29の譲渡人について報告いたします。

7月20日午後2時頃代表清算人の方に電話を入れまして確認をいたしました。大島食糧株式会社は1年半か2年程前に会社は解散しておきまして資産清算人と言う事になっておきまして、これは申請に上がっておりますとおき資産の処分という事で不動産屋にお願いしたところ、譲受人が引き受けてくれるという事でお願いしたいと、この申請書のとおり間違いございませんという事です。以上です。

事務局 (原住用分室主幹)

議案第50号農地法第3条の規定による許可申請No.29の譲受人について報告いたします。

譲受人は現在宇検村に住まわれているため7月20日午後1時30分頃に電話にて内容の確認をいたしました。本人より宇検村でも果樹を栽培してい

るので申請面積は一寸ですが果樹を植栽したと考えているそうです。申請内容に基づきまして土地の所在、申請目的の確認をいたしましたところ申請内容に間違いないのでよろしくお願ひいたしますとの事でした。ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

4 番 (榮委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.29の対象農地について調査報告をいたします。

7月20(水)午後5時半現地へ赴き現状を確認いたしました。周辺農地にはタンカン等が植えられて状況にありまして当該農地はススキ等雑草が茂り些か荒れた感が見受けられました。以上です。

11番 議案第50号農地法第3条の規定による許可申請No.30について受人、渡人、土地について調査を行いましたので報告をいたします。

7月21日午前7時30分仕事に出かける前にと申ひて申請人の自宅へ伺いました。受人、渡人は親子で同居しておられますので一緒に聞く事が出来ました。現在この土地にはハウスの連棟が1棟、単棟が6棟建っており、渡人がトマトとパッションを生産しておりますが、ハウスが老朽化しているのので受人が立て替えて経営を引き継ぐとの事でした。

申請の土地は27ページの地図のとおり県営畑総事業の行われた灌水設備の整った土地で、受人が営農を始めるには何の問題もなく活躍が期待されます。調査の結果、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

8 番 (野崎委員)

議案第50号農地法第3条の規定による許可申請No.33の譲受人について説明をいたします。

7月16日10時30分譲受人より説明を伺ひ調査いたしました。この土地は何年か前に売買は成立しているという事です。受人はIターン者で下限面積に足りないため移転登記が出来なかったという事でした。また、譲渡人で登記名義人のお母さんに電話をいたしましたら了解済みだという事で譲り渡したのは間違いはないという事でした。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>No. 3 3号譲渡人について調査説明いたします。</p> <p>譲渡人が東京都中野区に居住のため7月19日午前9時頃電話で確認いたしました。申請書に基づき農地所在地、面積、譲受人等の確認をいたしました。権利の移転につきましては売買であるとの事でした。詳しくは土盛に母が健在しており母に聞いて下さいとの事であったので、譲渡人が登記名義人であるためこの申請により譲受人への所有権の移転がある事を確認しましたら了解しているとの事でした。7月20日午後6時20分頃土盛にいらっしゃる譲渡人のお母さんに面談して確認をしましたら、息子から奄美市の農業委員会から連絡があったとの事で、申請書のとおり間違いありませんのでよろしくお願いたしますとの事でした。以上です。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>私の方から調査報告をしなければならない案件がございましたが、No. 3 1とNo. 3 2について述べさせて頂きたいと思います。No. 3 1の受人とNo. 3 2の渡人と現地調査は済みましたが、No. 3 1の渡人とNo. 3 2の受人が福岡の方に夫婦で旅行に出掛けまして聞き取り調査が出来ない状況にありましたので、これでは両方の聞き取り調査が出来なければ、保留にして来月に回して皆様方に又報告してご審議して頂きたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>すみませんがよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>No. 28の2ページで対価が書かれていますのですが、この金は誰に払われるのですか。この場合財産管理人に払われるのですか。</p>
4番	<p>(榮委員)</p> <p>これが対価10アール当たり97,400円で1平方メートル当たり97.4円になるのです。それを私も疑問に思いましてこれで計算しまして裁判所に電話をして審判の記録を見たいと思ったのですが、それは一寸個人的には見れないという事でしたので里村事務所の方に行きまして審判の謄本と</p>

この見まして、この申立人が里村事務所になるのです。公的な公務事務の処理が出来るのが里村事務所になりまして、その関係上計56,591円で売却が可能だという裁判所の主文がありまして、それが払われた形になります。受人と不在者財産管理人との売買契約が成立するという形を裁判所が許可するとなっています。

15番

(吉委員)

この不在者財産管理人にこのお金は渡すと言う事ですか。

4番

(榮委員)

その土地の売買契約書の確認を一応しましてそれが56,591円という事です。

15番

(吉委員)

その書類があったという事です。

4番

(榮委員)

はい、そうです。その書類を出すにあたっての事務手数料とか里村事務所が負担する形が出て来ますので、私も一寸この財産の金銭はどこに払われるのか疑問に思いましたので、そういう意味で確認は取りました。

15番

(吉委員)

買ったという契約があるという事ですか。

4番

(榮委員)

はい、土地の売買契約書というのがあります。

15番

(吉委員)

先程も言われたように今後こういうものが出て来るので、登記人がいないから不在者財産管理人というのを設けてという事ですよ、売買した場合は登記人が行方不明でいなくて登記が回せないからこれを裁判所に申し立てているのですよ、そして買うという事になった場合にはその金は裁判所に払うのですか。

事務局

(川内局長)

裁判所が供託金として預かるのではないかとと思われます。

1 1 番

(肥後委員)

今後出て来そうな例だと思うのですが農地の調査の中でその登記上の名義人がなかなか見つからない、何処にいるかも分からないという土地はいっぱいあります。そういった場合は恐らく里村事務所というのは裁判所と取引をするための代理人だと思うのですが、これは誰が申し立ててこういうふうになっているのですか。買う人がでしょうか。

4 番

(榮委員)

議長、協議会に移してもらえませんか。

議 長

(松崎会長代理)

協議会に移します。

正会に返します。

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について、は担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について、は審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第51号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>No.15につきましては、有料駐車場を建設するための申請でございます。 申請地は朝仁町の県道沿いで周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>No.16につきましては、月極駐車場を設置するための申請でございます。 申請地は朝仁新町の海側で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>以上2件でございます。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次、申請人、土地の順にお願いいたします。</p>
1番	<p>(前山委員)</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請No.5の申請人の代理人が龍郷町の方で事務所を開設している佐々木行政書士という事で、電話で聞き取り調査を行いました。</p> <p>昨日の朝午前8時40分頃電話をしましたら事務所の方におりまして電話対応いたしました。このとおり間違いはないという事ですが、この件は以前に4条申請を出して許可を受けた所みたいですが、許可書が何処にいったか分からなくなって再度申請をしたという事です。間違いありませんのでよろしく申し上げますという事でした。以上です。</p>
2番	<p>(西委員)</p> <p>No.5の現地について調査報告をいたします。</p> <p>事務局からお話しがあった様に朝仁の県道沿いの周りが宅地の所にあります。この場所は耕作も何もしていなくて整地された場所でした。以上です。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請No.6の申請人について報告いたします。</p>

7月22日午前8時27分に電話連絡いたしました。申請人と話しをして申請書のとおり駐車場として利用するという事での確認をいたしましたので報告いたします。ご審議の程よろしく申し上げますとの事です。以上です。

2番 (西委員)

No.6の現地について報告いたします。

72ページに申請地がありますが、ここも周りが宅地であるため土地自体は耕作も何もしなくて整地されたそのままの状態でした。以上です。

議長 (松崎会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第51号農地法第4条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

これで、議長交代をいたします。ご協力ありがとうございました。

(議長交代)

議長 (前山会長)

日程第5

議案第52号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>No.17につきましては、売買による所有権の移転で、貸し駐車場を建設するための申請であります。</p> <p>申請地は浦上町の平井委員の住宅のすぐ近くで周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>以上1件でございます。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲渡人、譲受人、土地の順にお願いいたします。</p>
16番	<p>(平井委員)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請No.17について譲受人、譲渡人、土地の調査報告いたします。</p> <p>まず、譲受人について、7月20日夕方6時に本人と約束をしており自宅にお伺いしたのですが不在で、代理の奥さんに話しを聞く事が出来ました。目的としましては書類にあるように貸し駐車場としてありますが、話しを聞く中では現在自宅に夫婦と娘さんと生活していますが、自宅の方に1台分しか駐車場がなく路上駐車をしており車の出し入れで不便だという事で今回駐車場を探していたという事です。また、資金についても自己資金で間違いのないという事でした。</p> <p>譲渡人について報告いたします。</p> <p>7月21日お昼1時30分に自宅で会い、本人とご主人と交えてお話しを聞く事が出来ました。</p> <p>現在土地の方もタンカン、バナナを少し栽培されているのですが、二人とも80歳を超える高齢で奥さんの方の健康状態が思わしくないという事で、本来であれば畑の方も維持したいのですが、子供もしないと、また、遅くまで作業する事が出来ないという事で今回の様になりました。</p> <p>土地については7月20日午後6時20分に現地を確認し、現状としましては柑橘類、バナナ、野菜等が栽培されており事前着工等の問題もありませんでした。その他記載内容についても問題ない事を報告いたします。以上です。</p>

議 長

(前山会長)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第52号農地法第5条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

議事を再開いたします。

日程第6

議案第53号非農地の認定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読及び説明)

No.18につきましては、平成3年頃から休耕放棄されており、進入路が海岸浸食により通行出来ず農地として利用出来ないための申請でございます。申請地は須野の保育所・神社の近くの海側です。

No.19につきましては、昭和39年頃から宅地として使用しており、農地として利用出来ないための申請でございます。申請地は万屋の集落内で「紬の館」の反対側に入って行った所です。

現地については、担当調査委員の方から報告があると思いますのでよろしくお願いいたします。

以上2件でございます。

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。</p>
8 番	<p>(野崎委員)</p> <p>議案第 5 3 号No. 1 8 の非農地証明願いについて報告いたします。</p> <p>7 月 2 0 日夕方 1 8 時に有川笠利分室長、吉委員、肥後委員、私の 4 名で非農地証明願いの現地を確認しました。この付近の土地は基盤整備もなく取り付け道路もない状態です。3 0 年か 4 0 年前の話ですがサトウキビ積み込み運搬を私がした事があります。取り付け道路はなく汐が引いた時に浜辺から珊瑚礁の上を歩いてサトウキビを運搬した事があります。今では棧橋が出来昇降路が出来てはいますが車は通る事は出来ません。この字の土地は国定公園内ですので県の基盤整備を断念した地区です。荒れ放題で一寸農業は無理だと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>議案第 5 3 号非農地の認定についてNo. 1 9 の申請人と土地について調査をしましたので報告します。</p> <p>7 月 2 1 日午前 1 0 時申請人の仕事場で話しを伺いました。親の代から宅地として使っており地目が畑になっている事が分かり申請に至ったとの事です。よろしく申し上げますとの事でした。</p> <p>土地については、奄美空港の北側、集落の外れに位置しています。8 8 ページ、8 9 ページをご覧ください。農地の利用状況調査の時に申請地は畑になっているので申請をした方が良いと話しておりましたので今回の申請になったと思われます。特に問題はないと考えます。よろしく審議をお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、これから本案に対する質疑に入ります。</p> <p>No. 1 8 は面積が 9, 7 4 0 平方メートルと約 1 町歩程ございますが、何か質疑ございませんか。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>先程野崎委員から報告がございましたが、その日事務局から連絡がありまして吉委員、私の委員 3 名と事務局で行ったのですが、内容はほぼ同じですが、現地へは先程ありました様に進入道路がなく浜を歩いて行きましたが、</p>

雑草が生い茂り危険で中までは入って行けず入口から見える高い所に立って調査しました。申請面積が大きいなどの感じはございましたが、地籍調査の時に原野部分も含めて合筆したという事情もあったようです。何よりも耕作のための道路がない事もあり非農地とせざるを得ないという感じを受けました。以上です。

15番 (吉委員)

私も調査に行きましたので報告をしたいと思います。

7月20日午後6時に現場に行きましたが、先程ありました様に海岸を歩いて行ってその畑に入るという状況で、中には入れる状況ではありませんでした。道路がないために殆ど原野化してしまっていて今後耕作するには大変な状況だなと感じました。ただ問題は9,740平方メートルと面積が非常に大きなものですから良いのかなという心配もありましたが、今の状況では周辺も殆ど耕作されている状況ではございません。周辺も殆ど荒れた状況で非農地の状態でありますので、今回は非農地として認めるしかないのではないかと考えています。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。以上です。

議長 (前山会長)

これ程大きな面積ですが取り付け道路が元々なかったという事ですね。

15番 (吉委員)

ないですね。

事務局 (池次長)

ここは元々何を作っていた場所だったのですか。

15番 (吉委員)

キビを作っていたのです。写真で見たら分かる様に周辺も殆ど何も作っていない状態で、道が1本あるのですがこの道も通れない道路で、昔は先程言われた様に海岸から行っていたみたいです。陸からの道はなかったそうです。

事務局 (有川笠利分室長)

この84ページの地図にあります道路的なものは遊歩道として観光的なものとしてありましたが、現在は波に浸食されて壊れて通れなくなっています。

議 長	<p>す。</p> <p>(前山会長)</p> <p>遊歩道自体も浸食されてないという事ですか。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>はい、そうです。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第53号非農地の認定については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第53号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第7</p> <p>議案第54号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第54号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第8

議案第55号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

12番

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第55号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 5 号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第 9

議案第 5 6 号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(有川笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 6 号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 6 号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第 1 0

議案第 5 7 号名瀬地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	(川内局長) (事務局の朗読及び説明)
議長	(前山会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。
15番	(吉委員) この中間管理機構に一度預けるのを認めるという事ですね。
議長	(前山会長) そういう事ですね。
15番	(吉委員) 分かりました。これは122ページの利用権設定のこの文書が公社に行って農業委員会として名瀬の計画書に載せて承認をもらうという事ですね。
議長	(前山会長) そういう事になりますね。
15番	(吉委員) 流れとしてはどうなりますか。
事務局	(池次長) 流れとしては、利用権設定の公告をしてその後にこの利用権設定が公社に行くという形です。
15番	(吉委員) この利用権設定は中間管理機構の方で書類を作って公告を出してそれから農業委員会に来るという事ですか。
議長	(前山会長) 中間管理機構に一度行ってそれから一般農家に貸す時にこちらに帰ってきて審査するのと言う事ですね、それはもうないでしょうね。
事務局	(池次長)

	<p>前回もその書類はありませんのでないと思います。恐らくこの貸出の部分だけの審査になると思われます。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>この112ページがあるからこれは所有者から公社になっていますよね、これを告示したという事ですか。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>今から告示します。8月1日で告示します。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>この書類は中間管理機構の方で作ったという事ですよ。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>いいえ、農林振興課の方で作っています。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>農林振興課の方で作って農業委員会に持って来たのですか。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>これが許可になりましたら今度の8月1日で公告して、それを公社の方に出します。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>農林振興課という事は中間管理機構の担当がやったという事ですよ。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>そうです。農林振興課に中間管理機構の担当がいますから。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>その方が作って農業委員会の方に持って来たという事ですか。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>そうです。</p>

1 5 番	(吉委員) それを受けて今回出て来たという事ですか。
事務局	(川内局長) そうです。
事務局	(池次長) 別にこの112ページと113ページは添付する必要はなかったのですが、本人が添付してもよろしいですよという形で付けております。ちなみに110ページから113ページにかけては農政の中間管理の担当者が持って来たという形です。
1 5 番	(吉委員) これを持って来たらこれに対する受付とかは何もないのですか。
事務局	(池次長) 受付はしております。その表紙は付けませんでした。
1 1 番	(肥後委員) この後これが認められて管理機構が借りた事になりますが、次は管理機構が農家に貸しますよね。その時はこちらとは関係ないのですか。
議 長	(前山会長) もう関係なくなります。中間管理機構に出すまでが我々の仕事でその後は中間管理機構の方で貸しますから次は来ないという事です。
1 1 番	(肥後委員) 次は出て来ないという事ですね。
議 長	(前山会長) 出て来ないという事です。そういう流れになっているようです。
1 5 番	(吉委員) 推進委員さんがいますよね、推進委員さんが例えばある場所を中間管理機構にお願いしようとして推進委員さんから機構の方に持って行って話しをす

	<p>るという事ですよ。それから管理機構の方が書類を作って農業委員会に出すという流れですよ。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>推進委員の方々も我々農業委員も勿論ですが中間管理事業の担当者と十分連携を取ってもらいたいと思います。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>その場合推進委員さんは農業委員会の委員ですよ。農業委員会との関わりというのはどうなりますか。農業委員会に来て話しをするのか、そのまま管理機構の方に話しをしてやるのか。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>どちらでも構いません。直接管理機構の担当者と話しをして書類を上げて良いですし、農業委員会を通して構わないという事です。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>委員さんもそうですが、農地の最適化の部分が一番重要な仕事になっていますので、方法論は問いません。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>とにかく遊休農地を無くすというのが問題ですから。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>それでは推進委員さんがそのまま管理機構に行って話しをして農業委員会を通さなくても良いという事ですね。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>はい、そういう事になります。その場合でもその後はこちらの方にこの様に書類が上がって来る事になりますので、その時点で分かると思います。農業委員会に出さないといけないという事でもありません。直接中間管理事業の担当へ話しをしてもよろしいですし、その前に農業委員会で話を進めて向こうに持って行っても結構です。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p>

	<p>どちらにしろこちらの総会に掛かってきて、また皆さんの判断を仰ぐ事になりますのでその時はよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>最終決定するのは農業委員会に上がって来て総会でしますので、そういう事になっています。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>はい、分かりました。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>笠利の場合は席が同じ場所になりますので、農業委員会の方に持って来たら農業委員会の方から中間管理機構の職員と、これは中間管理事業で出来ないかなという事を相談して、あちらにも条件がありますので条件に基づかないものについては、農業委員会で受けて流動化に掛けているというのが現状です。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第 5 7 号名瀬地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 5 7 号名瀬地域農用地利用集積(農地中間管理事業活用)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第 1 1</p> <p>議案第 5 8 号名瀬地域農用地利用集積計画(所有権移転)の決定につい</p>

	<p>て、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。</p> <p>この案件は今年の6月の総会であっせん委員を3名指名いたしまして、そのあっせんの農地の売買契約が決まったものですから正式に契約をするというものです。質疑ございませんか。</p>
4番	<p>(榮委員)</p> <p>購入される方の年齢が73歳となっておりますが、これは後継者とかはいらっしゃるのでしょうか。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>元気は元気ですが、後継者の話しは聞いた事はありません。</p>
11番	<p>(肥後委員)</p> <p>一寸お尋ねですが、面積が803平方メートルを160万円で買うという事ですか。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>はい、そうです。作物もありました。</p>
4番	<p>(榮委員)</p> <p>現在そこには果樹が植えられているという事ですか。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>はい、そうです。成木が何本かありました。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p>

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第58号名瀬地域農用地利用集積計画(所有権移転)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号名瀬地域農用地利用集積(所有権移転)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

これから協議会へ移します。

・3、4、5条申請について

(前山会長)

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成28年 7月22日

奄美市農業委員会

会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進

